

特定非営利活動法人東日本ハラル協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人東日本ハラル協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮城県多賀城市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、外国人労働者や観光客に対して、文化的、宗教的背景からなる差別の排除、より住みよい日本、宮城を発信すべく、食の安心に関する事業を行い、国内での生活の充実を寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- ① まちづくりの推進を図る活動。
- ② 国際協力の活動。

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 文化的、宗教的に、問題なく利用可能な食品を扱う商店、レストラン、ホテル、病院、学校給食等への認証支援、指導。
- ② 上記事業を発信するポータルサイト等の運営。
- ③ その他目的を達成するために必要な事業。

2 前項第3号に掲げる事業は、同項第1号及び第2号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じたときは、これを同項第1号及び第2号に掲げる事業のために使用するものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面、又は電磁的方法をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して5年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。
この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、又はこの法人の定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

(会費等の不返還)

第12条 既に納入された入会金、会費及びその他の金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長として置き、また必要に応じ2人以内を副理事長として置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選定されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。
この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、次の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員の選任、解任

(7) 入会金及び会費の額

(8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面、又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、又は電磁的方法をもって、少なくとも総会の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面、又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面（若しくは電磁

的方法)をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面〔若しくは電磁的方法による〕表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面、又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項について議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面、又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、又は電磁的方法をもって、少なくとも理事会の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面、又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

（資産の構成）

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

（資産の区分）

第 40 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

（資産の管理）

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）

第 43 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

（事業計画及び予算）

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予備費の設定及び使用）

第 46 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）

第 47 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第 48 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第 49 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

（臨機の措置）

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に関する事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会の議決により選定した者に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の2分の1以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	田村 優樹
副理事長	アンサリ・モハメド・シャリフ
理事	中山 洋平
監事	櫻井 雄太
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和9年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 入会金 1000円（賛助会員 5000円）
 - (2) 年会費 1000円（賛助会員 10000円）

役 員 名 簿

特定非営利活動法人 東日本ハラル協会

役 名	氏 名 (ふりがな)	住 所 又 は 居 所	報酬の 有無
理 事 長	たむら ゆうき 田村 優樹		有
副理事長	アンサリ・モハメド・シャ リフ		無
理 事	なかにし ようへい 中山 洋平		無
監 事	さくばい ゆうた 櫻井 雄太		無

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

昨今、インバウンドの促進により急激に増加する外国人観光客、労働者、留学生たち。この方々が暮らすにあたり、異文化をまちづくりの一環として整備していかなければならないと感じる機会が非常に多くなっています。本事業は、日本とは異なる生活感を持つ外国人の方々が、日本で過ごす際に発生する食生活に安心感を提供するコンテンツを主とし、文化、宗教的背景から生ずるトラブルの解決支援を目標としています。

発起人である設立代表者は過去 15 年ほどインド料理店の営業に携わり、パキスタン人、ネパール人、インドネシア人等との交流があり、その間に外国人労働者や留学生の意見に直接触れる機会が多くありました。彼らが日本で暮らす上で、様々な弊害や隔たりのようなものを感じている事を、町や市だけでなく国全体の課題だと感じました。文化や宗教の違いで利用できない食材や、それらに由来する商品（化粧品等）など、日本の市場の過半数がそれに該当する物であり、生きていく為に一番大切な食事ですら、自由を遵守するまちづくりが出来ていないと言う声が多数聞こえてきました。このままで本当の意味でインバウンドは促進できたとは言えないのではないかと、という疑問を持ち、当事業を通じて、食料品店や飲食店、ホテル、病院、学校給食等にハラールフードの認証支援、または取扱に関する研修やセミナーを行い、将来的には国内での異文化の認知、寛容を広めるべく、イベントの開催やポータルサイト運営に携わり、外国人支援活動を行う事が本事業の目的です。

これら事業を継続的に実施するためには、社会的信頼の確保が必要であり、NPO 法人として法人化することが最良であると考え、設立に至りました。

2 設立に至るまでの経過

令和 7 年 2 月 9 日 特定非営利活動法人 ハラヘッタ・ハラールの設立を構想
令和 7 年 4 月 15 日 本格的に始動する為、賛同者をチラシ、口コミにて募る
令和 7 年 9 月 1 日 発起人会を開催、名称を東日本ハラール協会で確定

令和 7 年 10 月 8 日

特定非営利活動法人 東日本ハラール協会
設立代表者
住所又は居所 塩竈市南町 9 番 17 号

氏 名 田村 優樹

令和7年度（初年度）事業計画書

特定非営利活動法人 東日本ハラル協会

1 事業実施の方針

令和7年度は、ハラルセミナー事業の実施にあたり会員研修を行い、効果的な実施方法を決める。また、WEB事業については、県内に留学している学生へ依頼をして、ポータルサイト、SNS等を活用し、広報活動を行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	事業費の予算額(千円)
ハラルセミナー事業	ハラルフードの取扱に関する会員研修会。	3月1日～ 3月31日	多賀城文化センター 会議室	10人	会員 延べ10人	10
WEB事業	ポータルサイト、SNS等運営に関する依頼、打ち合わせ。	2月1日～ 3月31日	仙台市内	3人	留学生 延べ2人	50

(2) その他の事業

事業名	事業内容	実施予定日	実施予定場所	従事者の予定人数	事業費の予算額(千円)
ハラル相談事業	外国人からの相談受付を実施する。	通年	法人事務所	1人	0

令和8年度（次年度）事業計画書

特定非営利活動法人 東日本ハラール協会

1 事業実施の方針

令和8年度は、ハラールセミナー事業の実施を行い、食料品店、飲食店、ホテル、病院、学校給食の従事者を募って、商品の取扱や管理方法、異文化で暮らす外国人への配慮等を学んでもらい、住みよいまちづくりの促進へアプローチします。上記事業の延長線として、直接事業者様の現地へ向かい、直接的指導をする事業をハラール指導事業とし、活動を行います。また、WEB事業についてはポータルサイト、SNS等を運営管理し、広報活動を行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	事業費の予算額(千円)
ハラールセミナー事業	ハラールフードの取扱、管理に関する説明会。	随時	多賀城文化センター会議室または仙台市内貸しオフィス等	3人	受講希望者約40人×12回	100
ハラール指導事業	ハラールフードの取扱、管理に関する現場指導。	随時	受講者敷地内	3人	相談希望者不特定多数	700
WEB事業	ポータルサイト、SNS等運営。	通年	法人事務所	2人	不特定多数	600

(2) その他の事業

事業名	事業内容	実施予定日	実施予定場所	従事者の予定人数	事業費の予算額(千円)
ハラール相談事業	外国人からの相談受付を実施する。	通年	法人事務所	2人	0

令和 7年度 活動予算書
7年12月1日から8年3月31日まで

特定非営利活動法人 東日本ハラル協会
(単位: 円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	15000		
賛助会員受取会費	0		
.....		15000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0		
施設等受入評価益	0		
.....		0	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
.....		0	
4. 事業収益			
ハラルセミナー事業収益	0		
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
.....		0	
経常収益計			15000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費	50000		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
.....			
人件費計			50000
(2) その他経費			
会議費	10000		
旅費交通費	0		
施設等評価費用	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
.....			
その他経費計		10000	
事業費計			60000
2. 管理費			
(1) 人件費	0		
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
.....		0	
人件費計			0
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
.....		0	
その他経費計	0		
管理費計			0
経常費用計			0
当期経常増減額		0	
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
.....			

経常外収益計			
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
.....			
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			-45000
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			-45000

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

(備考)

- 1 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書はそれぞれ別に作成する。
- 2 設立時の資金がある場合は、設立当初の事業年度に設立時正味財産額としてその額を記載する。翌事業年度以降は、前年度の活動予算書に次期繰越正味財産額として掲げた額を、前期繰越正味財産額として記載する。
- 3 「事業費」とは、法人の事業の実施のために直接要する人件費及びその他の経費で、管理費以外のものをいう。事業の種類ごとの費用を表示する場合には、注記において区分して記載する。

(注) 重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等（対象事業等が定められた補助金等を含む）を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産の部」と「指定正味財産の部」に区分して表示することが望ましい（表示例はP〇の様式例を参照）。

令和8年度 活動予算書
8年4月1日から9年3月31日まで

特定非営利活動法人 東日本ハラル協会
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	15000		
賛助会員受取会費	100000		
.....		115000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0		
施設等受入評価益	0		
.....		0	
3. 受取助成金等	0		
受取民間助成金	0		
.....		0	
4. 事業収益			
ハラルセミナー、指導事業収益	980000		
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
.....		980000	
経常収益計			1095000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費	600000		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
.....		600000	
人件費計			600000
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	100000		
施設等評価費用	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
.....		100000	
その他経費計			100000
事業費計			700000
2. 管理費			
(1) 人件費	600000		
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
.....		600000	
人件費計			600000
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	100000		
減価償却費	0		
支払利息	0		
.....		100000	
その他経費計			100000
管理費計			700000
経常費用計			1400000
当期経常増減額			
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0		
.....			

経常外収益計			
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	0		
.....			
経常外費用計	0		
当期正味財産増減額			-305000
前期繰越正味財産額			-45000
次期繰越正味財産額			-350000

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

(備考)

- 1 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書はそれぞれ別に作成する。
- 2 設立時の資金がある場合は、設立当初の事業年度に設立時正味財産額としてその額を記載する。翌事業年度以降は、前年度の活動予算書に次期繰越正味財産額として掲げた額を、前期繰越正味財産額として記載する。
- 3 「事業費」とは、法人の事業の実施のために直接要する人件費及びその他の経費で、管理費以外のものをいう。事業の種類ごとの費用を表示する場合には、注記において区分して記載する。

(注) 重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等（対象事業等が定められた補助金等を含む）を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産の部」と「指定正味財産の部」に区分して表示することが望ましい（表示例はP〇の様式例を参照）。